

法令 No.7 使用者等の義務①

第55回(2010年)

問18 外部被ばくによる線量の測定に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。ただし、中性子線による被ばくはないものとする。

- A 線量が最大となるおそれのある部分が、手部である場合、当該部位について、70マイクロメートル線量当量を測定する。
- B 線量が最大となるおそれのある部分が、頭部及びけい部から成る部分である場合、当該部位のみについて、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量を測定する。
- C 線量が最大となるおそれのある部分が、胸部である場合、胸部について測定することとされる男子にあっては、胸部のみについて、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量を測定する。
- D 線量が最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部から成る部分である場合、腹部について測定することとされる女子にあっては、腹部のみについて、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量を測定する。

1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問19 密封された放射性同位元素のみを使用する許可使用者が、放射線障害予防規程に記載すべき事項として、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、次のうちどれか。

- A セキュリティに関すること。
- B 放射線取扱主任者の代理者の選任に関すること。
- C 使用施設等の変更の手続きに関すること。
- D 放射線管理の状況の報告に関すること。

1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問20 教育訓練に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。ただし、対象者には、教育及び訓練の項目又は事項について十分な知識及び技能を有していると認められる者は、含まれていないものとする。

- A 見学のため管理区域に一時的に立ち入る者に対しては、教育及び訓練を行うことを要しない。
- B 放射線業務従事者に対しては、初めて管理区域に立ち入る前に教育及び訓練を行わなければならない。
- C 放射線業務従事者が初めて管理区域に立ち入る前に行う教育及び訓練の時間数は、定められていない。
- D 放射線業務従事者に対する教育及び訓練の項目は、「放射線の人体に与える影響」、「放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法令」、「放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い」及び「放射線障害予防規程」の4項目である。

1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問 21 放射線業務従事者に対し、遅滞なく、健康診断を行わなければならない場合として、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A アルファ線を放出する放射性同位元素によって汚染された皮膚の表面の放射性同位元素の密度が 10 Bq/cm^2 であり、その汚染を容易に除去することができないとき。
- B アルファ線を放出しない放射性同位元素によって汚染された皮膚の表面の放射性同位元素の密度が 4 Bq/cm^2 であり、その汚染を容易に除去することができないとき。
- C 皮膚の等価線量について、4月1日を始期とする1年間につき150ミリシーベルト被ばくし、又は被ばくしたおそれのあるとき。
- D 眼の水晶体の等価線量について、4月1日を始期とする1年間につき500ミリシーベルト被ばくし、又は被ばくしたおそれのあるとき。

1 ABCのみ 2 ABのみ ③ ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問 22 放射線業務従事者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合の措置に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 管理区域への立入時間の短縮
- B 管理区域への立入りの禁止
- C 放射線に被ばくするおそれの少ない業務への配置転換
- D 必要な保健指導

1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ ⑤ ABCDすべて